破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県明石市硯町３丁目６番５号　三和荘
債務者　松原　圭吾
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
神戸市西区伊川谷町別府766番地１―104号
債務者　太田　達雄
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県明石市明南町２丁目１番30―706号
債務者　小西　直人
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県明石市西明石西町２丁目８番６―403号、旧住所神戸市垂水区平磯４丁目３番21―301号
債務者　酒井　義人
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県明石市魚住町清水2395番地の149
債務者　オオツカ産業こと　大塚　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
兵庫県明石市王子２丁目６番11号　グリーンハイム山口201号、旧住所兵庫県明石市東山町3773番地の100
債務者　田中　智也
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県明石市王子２丁目６番11号　グリーンハイム山口201号、旧住所兵庫県明石市東山町3773番地の100
債務者　田中　友美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２―53棟401号、旧住所神奈川県横須賀市大津町３丁目34番３―101号
債務者　井村　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
神戸市西区玉津町田中432番地の８
債務者　岡村眞智子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住15棟402号
債務者　岩佐美奈子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
神戸市西区狩場台２丁目６番地の15、旧住所神戸市垂水区名谷町3173番地
債務者　庄野　邦顕
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
神戸市西区玉津町今津198番地の14
債務者　東海　昌子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
兵庫県明石市大久保町松陰1099番地
債務者　藤原眞理子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
神戸市西区伊川谷町有瀬131番地２―306号
債務者　安家　文子（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
兵庫県明石市大久保町西島708番地の１　グランテージ西島201号
債務者　篠嵜美智子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
奈良県天理市富堂町289番地３
債務者　竹内　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
奈良県生駒市壱分町1017番地１　コーポ下村202号
債務者　石田　直季
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１５号
奈良市二条町１丁目１番45号　山口マンション102号
債務者　西木場智子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　奈良地方裁判所